

## 入院医療費を助成

ひとり親家庭などの親またはこどもの入院医療費（自己負担分）を申請により助成します。

## ◆助成対象者

18歳に達した最初の3月31日までの児童がいる世帯で、次項のいずれかに該当される方が児童扶養手当を受給できる所得水準の場合は、対象となります。

☆ひとり親家庭の父または母

☆ひとり親家庭の父または母に扶養されている児童

☆父母のいない児童

詳しくは、市健康増進課医療・年金担当（市役所1階④番窓口）TEL 32・4120 / FAX 35・0173)まで。



## 自立支援給付金事業

母子・父子家庭を支援します！



## ◆自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部（2割、上限10万円）が支給されます。

## ◆高等技能訓練促進費

母子家庭の母または父子家庭の父が、指定された資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合、修業期間（上限2年）に訓練促進費などが支給されます。

詳しくは、市児童福祉課児童福祉担当（市役所1階⑩番窓口）TEL 32・2114 / FAX 32・3818)まで。

## 特別障害者手当・障害児福祉手当

在宅で障がいの程度が著しく重度の状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい児（者）の方に支給されます。

現在受給されている方は、印鑑と市介護福祉課から8月初旬送付予定の書類を、また公的年金受給者は、平成24年中の年金額が証明できるものも提出してください。

【提出期間】※平日受付

8月12日(月)～9月10日(火)

届出の提出は、市介護福祉課障がい福祉担当（市役所1階⑨番窓口）TEL 32・2279 / FAX 35・0272)まで。

